



丹篠地整第196号

令和2年7月17日

丹波篠山市監査委員 畑 利清 様

丹波篠山市監査委員 河南 克典 様

丹波篠山市長 酒 井 隆 明



定期監査結果報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第12項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 措置を講じた部局
まちづくり部
- 2 監査の種別
定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査）
- 3 監査の期間
平成30年9月3日～平成31年1月23日
- 4 措置の内容
別紙のとおり

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	平成31年1月23日 監査結果報告
対象監査	平成30年度 定期監査
対象部署等	まちづくり部地域整備課
対象事項	意見①業務量に応じた執行体制について
指摘等内容	<p>業務量のうち特に橋梁の点検について5年毎の法定点検が義務付けられ、平成27年度から本年度までの4年間で第1期の点検を実施されているが、職員が直営で年平均200橋の点検を実施するには知識の習得と合わせ体制の構築が困難であり、橋梁数が多く委託料が高額となっている。また、点検の結果、早期に措置を講ずべきと診断された橋梁が多数ある中で、1橋当たりの補修工事費が平均15,000千円と高額であることなどから、点検結果に即応した計画的な修繕を実施していくことについては現状において困難な状況にある。</p> <p>そのうえ、近年の台風、豪雨災害にともない、数多くの復旧工事等の業務が山積している状況にあり、年度内での執行が出来ず次年度への繰り越しが恒常的に行われている。また、道路維持修繕事業については、災害復旧事業を優先させていることから設計及び監督の人員不足により過年度からの修繕工事の執行が困難な状況にある。</p> <p>これらのことから、市民の安全を確保するために計画的な修繕が実施できるよう、平成23年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画の見直し等を行い、篠山市第4次定員適正化計画との整合を図るとともに業務量に応じた執行体制について検討されたい。</p>
改善措置通知日	令和2年7月17日 改善措置通知
改善措置内容	<p>平成27年度から平成30年度の4カ年で市道橋816橋の近接目視点検を行った結果を反映するため、平成23年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画の見直し等を令和元年度に行っており、市民の安全を確保するために計画的な修繕工事と近接目視点検を計画的に行います。</p> <p>また、道路維持修繕事業については、災害復旧事業を優先させていることから設計及び監督の人員不足により過年度からの修繕工事の執行が困難な状況であったことから、丹波篠山市第4次定員適正化計画との整合を図るとともに業務量に応じた執行体制について、近隣市の職員配置状況などを人事担当部署に伝達した結果、令和元年度においては1名の増員が図られており、今後も引き続き業務量に応じた執行体制について人事担当部署と調整を図ります。</p>
改善措置公表日	令和 2 年 7 月 17 日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果 報告日	平成31年1月23日 監査結果報告
対象監査	平成30年度 定期監査
対象部署等	まちづくり部地域計画課
対象事項	指摘事項－①市営住宅使用料にかかる延滞金の徴収について
指摘等 内容	市営住宅使用料の延滞金について、篠山市営住宅の設置及び管理に関する条例第19条の規定による処理がされていないことから、公平性の確保等の観点からも条例の規定に基づき適正に処理されたい。
改善措置 通知日	令和2年7月17日 改善措置通知
改善措置 内容	市営住宅使用料については、催告とあわせて延滞金の納付が必要なことを滞納者に通知することによって、使用料の早期納付を促しています。その結果、令和元年度決算においては徴収率について改善をいたしました（現年分徴収率 0.60ポイントの増、滞納分徴収率 1.93ポイントの増）。今後についても、引き続き納期内納付の徹底を入居者に周知した上で、延滞金が増加される場合には滞納者の生活状況を調査の上で、条例による減免措置を講ずる等、適切な使用料徴収に努めていきます。
改善措置 公表日	令和 2 年 7 月 17 日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果 報告日	平成31年1月23日 監査結果報告
対象監査	平成30年度 定期監査
対象部署等	まちづくり部地域計画課
対象事項	意見-①用途廃止住宅の入居者移転について
指摘等 内容	用途廃止住宅については、現在、25戸、47人が入居されている。用途廃止住宅の入居者への移転意向調査を行っているが、残留希望者が多く移転が思うように進展していない状況にある。今後、災害等が発生した場合、当該住宅が倒壊し入居者の安全が損なわれる恐れがあることから、移転計画の策定や定期的に移転希望調査を行う等、粘り強く移転交渉にあたられたい。
改善措置 通知日	令和2年7月17日 改善措置通知
改善措置 内容	用途廃止住宅における入居状況については移転勧奨の結果、令和2年3月末において23戸、44人となっています。移転については、残留希望者も多く一挙には進展はしていませんが、令和2年度においても7月末に用途廃止住宅の入居者に対して移転意向調査を実施し、対象者の意向を常に把握すべく努めています。今後も最新の調査結果に基づき、移転希望先となる他の市営住宅の空き状況にも常に配慮しながら、移転勧奨を持続的に実施していきます。
改善措置 公表日	令和 2 年 7 月 17 日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	平成31年1月23日 監査結果報告
対象監査	平成30年度 定期監査
対象部署等	まちづくり部地域計画課
対象事項	意見②市営住宅使用料の徴収について
指摘等内容	市営住宅使用料の徴収状況については、平成30年8月末現在で現年分調定額101,983,900円に対し、収入済額は32,840,008円（収納率32.2%）、滞納繰越分調定額36,222,060円に対し、収納済額は1,446,918円（収納率4.0%）となっている。現年分の収納率は、前年度同期に比べ0.9ポイント改善、滞納繰越分は0.4ポイント悪化している。今後も財源の確保や負担の公平性の観点からも未収金の徴収の確保に努められたい。
改善措置通知日	令和2年7月17日 改善措置通知
改善措置内容	市営住宅使用料の徴収状況については令和元年度決算において、現年分については0.60ポイント、滞納繰越分については1.93ポイントといずれも改善しています。今後についても、現年分については納期内納付を軸に、滞納繰越分については徴収計画に基づく納付督促、催告を実施し、高額な案件については滞納者の生活状況に応じた個別勧奨を行っていきます。また、悪質な事案については明渡し請求実施も視野に入れながら、法務専門員との連携を密に引き続き未収金の確保に努めていきます。
改善措置公表日	令和 2 年 7 月 17 日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。